

各位

2015年5月19日

上場会社名 株式会社ベクター
コード番号 2656 (東証 JASDAQ)
本社所在地 東京都新宿区西新宿 8-14-24
西新宿KFビル5F
代表者 代表取締役社長 梶並 伸博
問い合わせ先 経営企画室長 谷北 真人
03-5337-6713

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成27年6月18日開催予定の第27回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第29条(取締役の責任免除)及び同定款第38条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成27年5月19日
定時株主総会決議日	平成27年6月18日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成27年6月18日(予定)

以上

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外</u>取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条</p> <p>(変更なし)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>非業務執行</u>取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>非業務執行</u>取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外</u>監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条</p> <p>(変更なし)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>